

福祉生活病院常任委員会資料

(令和8年6月9日)

【件名】

- 令和8年3月分県営病院事業会計の例月現金出納検査結果への対応について…2

病 院 局

令和8年3月分県営病院事業会計の例月現金出納検査結果への対応について

令和8年6月9日
病院局総務課

県営病院事業会計に係る令和8年3月分の例月現金出納検査結果として、本年5月15日付けで監査委員より下記内容が県議会議長あてに報告されたところですが、この対応状況について御報告します。なお、このたびの指摘を深く反省し、今後同様の問題が起こることのないよう適正な事務執行を図ってまいります。

1 監査委員の議長あての例月現金出納検査結果報告の内容

県営病院事業会計の厚生病院について、地方公営企業法施行令第18条の規定にかかわらず、予算措置を行わないまま、令和8年3月25日に企業債償還金（44,560千円）を支出したことが確認されたため、議長及び監査委員への顛末報告を求めたので承知されたい。

2 経緯

- 令和8年3月25日償還期限の企業債償還金の支払いのため3月9日に厚生病院が伝票登録しようとしたところ、予算不足で登録ができず、この時点で予算不足を認識した。

(内容)

予算不足を生じた企業債償還金元金 44,560 千円

予算科目 款：資本的支出、項：企業債償還金

- 予算不足判明直後、財政部局との問題共有や他科目からの流用及び予算の追加提案に関する十分な検討を行わないまま、病院局内で対応策を協議した結果、支払いに充てる現金を保有していたことを踏まえ、予算外での伝票処理により支払処理を行った。本過程において、地方公営企業法施行令第18条に基づく財務上の制約に関する認識を欠いたものであった。

地方公営企業法施行令抜粋

(予算の執行)

第十八条

2 予定支出の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互に流用することができない。ただし、予定支出の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより流用することができる。

5 法第二十四条第三項に規定する場合を除くほか、管理者は、支出の予算がなく、かつ、予備費支出、費目流用その他財務に関する規定により支出することができない場合においては、支出することができない。ただし、現金の支出を伴わない経費については、この限りでない。

- 令和8年4月28日の例月現金出納検査（事務検査）過程で予算外支出処理が確認された。
- 監査からの指摘を踏まえ、予算科目の項間の流用は地方公営企業法施行令第18条第2項で制約はあるものの禁止までされていないとの病院局の顧問弁護士の見解も踏まえ、決算処理過程において、予算（項：建設改良費から項：企業債償還金へ）の流用を行い、予算内の支出として処理した。

3 本件を踏まえた今後の事務処理の進め方

- 予算不足を認識した時点で議会へ補正予算の追加提案をすべきであったにも関わらず、病院局内部だけで十分な検討なく判断した結果、不適切な処理を招いたことを踏まえ、今後同様の事態が発生しないよう問題の速やかな共有を図り、法令を踏まえた適切な処理を行う。